

さくらホームケアサービス指定訪問介護事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社エフ&エフが開設するさくらホームケアサービス指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅サービス事業、介護予防訪問介護/第1号訪問事業、介護予防支援事業/第1号介護予防支援事業、障害者福祉サービス事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態・要支援状態にある高齢者に対し、それぞれ適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さくらホームケアサービス
- (2) 所在地 鴨川市滑谷46番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

ただし、員数については、厚生労働省が定める指定基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1人（サービス提供責任者兼務）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、サービス担当者会議への出席、および訪問介護計画の作成を行う。

- (3) 訪問介護員等

訪問介護員 常勤換算2.5名以上

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員(1人)非常勤職員 必要な事務を行う。

(業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く日と事業所が必要と認める要介護者は土曜、日曜もサービスを提供。

(2) 営業時間 午前8時15時から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施区域)

第6条 通常の事業の実施区域は、鴨川市・勝浦市・君津市・南房総市鋸南町の区域とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記された負担割合を乗じた額とする。

第1号訪問事業及び総合事業

(1) 介護予防訪問介護Ⅰ 週1回程度

(2) 介護予防訪問介護Ⅱ 週2回程度

(3) 介護予防訪問介護Ⅲ 週2回を超える

2 通常の事業の実施区域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施区域を超えた地点からの道のりで1キロメートル当たり30円を徴収する。

3 前項に規定する費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 通院等乗降介助の算定については、所から運輸局届出内容に従い、定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第9条 訪問介護員等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため虐待防止のための指針を整備するとともに必要な体制の整備を行い、訪問介護員等に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう務めるものとする。

2 事業所は、サービス提供中に当該訪問介護員等また養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(身体拘束)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行わない。止むを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。

(相談、苦情への対応)

第11条 管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、事業に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市

町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第13条 利用者の個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに務める。

2 事業者が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得ることとする。

(感染予防、まん延防止の対策)

第14条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

(1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所は、訪問介護員等に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事業継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業者は、訪問介護員等に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

(2) 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、研修計画を策定し研修を実施する。なお、研

修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修及びケアカンファレンス 月1回以上
- ③ 外部研修 年3回以上
- ④ 認知症ケア
- ⑤ 虐待に関すること
- ⑥ 感染症に関すること
- ⑦ 権利擁護に関すること

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エフ&エフとさくらホームケアサービス指定訪問介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

この規程は、平成30年11月10日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。